

○平成25年9月分からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	日額		全額 17.120%	折半額 8.56%	全額 17.440%	折半額 8.72%
1	98,000	3,270	円以上 ~ 101,000	16,777.60	8,388.80	17,091.20	8,545.60
2	104,000	3,470	101,000 ~ 107,000	17,804.80	8,902.40	18,137.60	9,068.80
3	110,000	3,670	107,000 ~ 114,000	18,832.00	9,416.00	19,184.00	9,592.00
4	118,000	3,930	114,000 ~ 122,000	20,201.60	10,100.80	20,579.20	10,289.60
5	126,000	4,200	122,000 ~ 130,000	21,571.20	10,785.60	21,974.40	10,987.20
6	134,000	4,470	130,000 ~ 138,000	22,940.80	11,470.40	23,369.60	11,684.80
7	142,000	4,730	138,000 ~ 146,000	24,310.40	12,155.20	24,764.80	12,382.40
8	150,000	5,000	146,000 ~ 155,000	25,680.00	12,840.00	26,160.00	13,080.00
9	160,000	5,330	155,000 ~ 165,000	27,392.00	13,696.00	27,904.00	13,952.00
10	170,000	5,670	165,000 ~ 175,000	29,104.00	14,552.00	29,648.00	14,824.00
11	180,000	6,000	175,000 ~ 185,000	30,816.00	15,408.00	31,392.00	15,696.00
12	190,000	6,330	185,000 ~ 195,000	32,528.00	16,264.00	33,136.00	16,568.00
13	200,000	6,670	195,000 ~ 210,000	34,240.00	17,120.00	34,880.00	17,440.00
14	220,000	7,330	210,000 ~ 230,000	37,664.00	18,832.00	38,368.00	19,184.00
15	240,000	8,000	230,000 ~ 250,000	41,088.00	20,544.00	41,856.00	20,928.00
16	260,000	8,670	250,000 ~ 270,000	44,512.00	22,256.00	45,344.00	22,672.00
17	280,000	9,330	270,000 ~ 290,000	47,936.00	23,968.00	48,832.00	24,416.00
18	300,000	10,000	290,000 ~ 310,000	51,360.00	25,680.00	52,320.00	26,160.00
19	320,000	10,670	310,000 ~ 330,000	54,784.00	27,392.00	55,808.00	27,904.00
20	340,000	11,330	330,000 ~ 350,000	58,208.00	29,104.00	59,296.00	29,648.00
21	360,000	12,000	350,000 ~ 370,000	61,632.00	30,816.00	62,784.00	31,392.00
22	380,000	12,670	370,000 ~ 395,000	65,056.00	32,528.00	66,272.00	33,136.00
23	410,000	13,670	395,000 ~ 425,000	70,192.00	35,096.00	71,504.00	35,752.00
24	440,000	14,670	425,000 ~ 455,000	75,328.00	37,664.00	76,736.00	38,368.00
25	470,000	15,670	455,000 ~ 485,000	80,464.00	40,232.00	81,968.00	40,984.00
26	500,000	16,670	485,000 ~ 515,000	85,600.00	42,800.00	87,200.00	43,600.00
27	530,000	17,670	515,000 ~ 545,000	90,736.00	45,368.00	92,432.00	46,216.00
28	560,000	18,670	545,000 ~ 575,000	95,872.00	47,936.00	97,664.00	48,832.00
29	590,000	19,670	575,000 ~ 605,000	101,008.00	50,504.00	102,896.00	51,448.00
30	620,000	20,670	605,000 ~	106,144.00	53,072.00	108,128.00	54,064.00

- 厚生年金保険料率（平成25年9月1日～平成26年8月31日 適用）
 - 一般の被保険者等 ...17.120% （厚生年金基金加入員 ...12.120%～14.720%）
 - 坑内員・船員の被保険者 ...17.440% （厚生年金基金加入員 ...12.440%～15.040%）
- 児童手当拠出金率 ...0.15%

児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

- 被保険者負担分(厚生年金保険料額表の折半額)に円未満の端数がある場合

事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) 、にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1か月あたり150万円が上限となります。
- 児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、
 全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。
 (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h25/1992-119695>)
- 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。